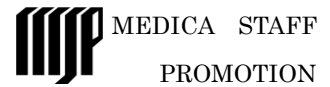


改正派遣法に基づくマージン率の公開



2017年10月1日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

以下、当社における情報提供項目を公開いたします。

■株式会社メディカスタッフプロモーション

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山 5-1-35 カレント・さくら 5F

派遣労働者の数	48人
派遣先の数	14件
①労働者派遣料金の1人あたりの平均額	10,932円(1日8時間当たり換算)
②派遣労働者の賃金の平均	7,453円(1日8時間当たり換算)
マージン率(①-②)÷①	31.8%
教育訓練に関する事項	派遣前訓練、派遣後訓練 1.マナー・接遇 2.医療事務基礎・応用 3.レセプト点検

【マージン率の内訳について】

一番多くを占めるのがスタッフの賃金で料金総額の約65%です。

次いで、雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料や福利厚生費(制服にかかる費用、定期健康診断費用等)、通勤交通費などです。

また、スタッフが有給休暇を取得する際に休暇期間については、派遣先に料金の請求は出来ませんが、会社は雇用主としてスタッフへの賃金の支払が生じる為、その引当分としての費用が含まれています。

その他、営業担当者や給与計算等管理部門の件費、オフィス賃借料、通信費、募集広告費用、研修費用等の諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残りの約1.0%が会社の営業利益となります。